

議案第 95 号

渋川市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 13 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例

渋川市行政不服審査法関係手数料条例（平成 28 年渋川市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

理 由

工業標準化法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市行政不服審査法関係定数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行																
<p>別表（第3条、第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="235 379 1115 624"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複写機等により白黒で印刷したもの（<u>日本産業規格A列3番までの大きさのものに限る。</u>）</td> <td>1枚 10円</td> </tr> <tr> <td>複写機等によりカラーで印刷したもの（<u>日本産業規格A列3番までの大きさのものに限る。</u>）</td> <td>1枚 50円</td> </tr> <tr> <td>その他の写し</td> <td>写しの作成に要する実費相当額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。</p>	区分	金額	複写機等により白黒で印刷したもの（ <u>日本産業規格A列3番までの大きさのものに限る。</u> ）	1枚 10円	複写機等によりカラーで印刷したもの（ <u>日本産業規格A列3番までの大きさのものに限る。</u> ）	1枚 50円	その他の写し	写しの作成に要する実費相当額	<p>別表（第3条、第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1182 379 2063 624"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複写機等により白黒で印刷したもの（<u>日本工業規格A列3番までの大きさのものに限る。</u>）</td> <td>1枚 10円</td> </tr> <tr> <td>複写機等によりカラーで印刷したもの（<u>日本工業規格A列3番までの大きさのものに限る。</u>）</td> <td>1枚 50円</td> </tr> <tr> <td>その他の写し</td> <td>写しの作成に要する実費相当額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。</p>	区分	金額	複写機等により白黒で印刷したもの（ <u>日本工業規格A列3番までの大きさのものに限る。</u> ）	1枚 10円	複写機等によりカラーで印刷したもの（ <u>日本工業規格A列3番までの大きさのものに限る。</u> ）	1枚 50円	その他の写し	写しの作成に要する実費相当額
区分	金額																
複写機等により白黒で印刷したもの（ <u>日本産業規格A列3番までの大きさのものに限る。</u> ）	1枚 10円																
複写機等によりカラーで印刷したもの（ <u>日本産業規格A列3番までの大きさのものに限る。</u> ）	1枚 50円																
その他の写し	写しの作成に要する実費相当額																
区分	金額																
複写機等により白黒で印刷したもの（ <u>日本工業規格A列3番までの大きさのものに限る。</u> ）	1枚 10円																
複写機等によりカラーで印刷したもの（ <u>日本工業規格A列3番までの大きさのものに限る。</u> ）	1枚 50円																
その他の写し	写しの作成に要する実費相当額																